

自転車指導啓発重点地区（大竹警察署）

令和8年1月

★ 自転車を運転する人は

次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

重点地区



自転車関連事故発生状況（R2～R7合計）

区分	大竹警察署管内	
	重点地区	その他
自転車関連事故件数	23	1

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 792

【重点地区】 JR大竹駅地区

➤ 選定理由

- ・ JR大竹駅周辺には商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 自転車関連事故の発生が懸念される。
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数